

重要事項説明書

あなた（利用者）に対する居宅介護サービス『通所介護』あるいは『(介護予防)通所介護相当サービス』の提供開始にあたり、新潟県条例および南魚沼市条例に基づいて当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

法人の種別	社会福祉法人
事業者の名称	社会福祉法人 八海福祉会
代表者職・氏名	理事長 若井 博
事業者の本部住所	〒949-7245 新潟県南魚沼市穴地14番地1
電話番号	025-780-1155

2. ご利用施設（事業所）

事業所の名称	雪椿の里デイサービスセンター
管理者職・氏名	施設長 井口 裕幸
事業所の所在地	〒949-7245 新潟県南魚沼市穴地14番地1
電話番号	025-780-1170
FAX番号	025-780-1150
事業所指定年月日	平成30年6月1日（介護予防 平成30年6月1日）
指定番号	新潟県 第1572400883号（介護予防共通）
利用定員	24名（1日あたり）

3. 事業の目的

この事業は、要介護（あるいは、要支援）状態にある老人等利用者に対して、通所により各種のサービスを提供することによって、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話（支援）及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

4. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	保有資格等
管理者	1人	・1日8時間、常勤で勤務します。 ・特別養護老人ホーム雪椿の里の施設長が兼務します。
生活相談員	1人以上	・社会福祉士、あるいは社会福祉主事 ・通常のサービス提供時間帯を通じて勤務します。
看護職員	1人以上	・看護師、あるいは准看護師 ・通常のサービス提供時間帯を通じて勤務します。
介護職員	3人以上	・介護福祉士等 ・通常のサービス提供時間帯を通じて勤務します。
機能訓練指導員	1人以上	・看護師、あるいは准看護師等の有資格者が兼務します。

※生活相談員及び介護職員のうち1人以上は常勤職員

5. 提供するサービスの概要

当事業所で提供するサービスの内容は、『通所介護』あるいは、『(介護予防)通所介護相当サービス』です。『通所介護』および『(介護予防)通所介護相当サービス』とは、通所介護施設において日常生活上の支援及び機能訓練、及びお食事や入浴の提供などを行うことにより心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目的とするサービスです。

(1) 介護保険給付対象サービス

- ・ 通所介護サービス（健康チェック・整容・食事介助・排泄援助・日常動作訓練・季節行事・レクリエーション・相談援助）
- ・ 送迎の提供（巡回送迎車により、各ご家庭へ伺います。）
- ・ 温泉入浴の提供（状態に応じた入浴方法（一般・特殊浴槽）にてご利用いただけます。）

(2) 介護保険給付対象外サービス

- ・ 食事の提供

6. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（週6日） ただし、年末年始（12月31日から1月2日を除く）
営業時間	午前8時00分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時00分まで

7. 利用料金

このサービスを利用するにあたって、ご利用者に負担していただく料金は、次のとおりです。金額については、別紙「利用料金表」をご確認ください。

(1) 介護保険給付対象サービス

区 分	料 金 の 内 容 及 び 支 払 額
法定代理受領の場合	・ 介護報酬の告示上の額 （居宅介護サービス費の1割または2割 ※利用者負担額減額対象者は、その給付率に応じた負担となります。）
法定代理受領でない場合	・ 介護報酬の告示上の額 （居宅介護サービス費の基準額全額 ※全額を施設にお支払いいただいたあと、保険者からの払戻しとなる償還払いとなります。）

(2) 介護保険給付対象外サービス

区 分	料 金 の 内 容 及 び 支 払 額
食 事 利 用 料 金	・ ご利用者に提供する食事にかかる食材料費及び調理費（調理人件費、調理機器及び食器、その他消耗品等にかかる費用相当） ・ 利用1食あたり、別紙「利用料金表」のとおり

(3) 利用者の選定により提供するもので、本人にご負担いただくことが適当であるもの

区 分	料 金 の 内 容 及 び 支 払 額
そ の 他	・ 掲載事項以外で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるものについては、別途実費をご負担いただきます。

8. 利用料金の変更

次の場合について、利用料金が増額となる場合があります。ただし、(3)(4)の変更の際には、ご利用者に事前に通知するものとします。ご利用者は、お知らせに従い利用料金の変更についてご確認いただき、サービスの利用をお申し込みください。利用料金の変更について同意することができない場合には、本契約を解約することができますが、解約の意思表示が無い場合はご同意いただいたものとしてサービスを継続して利用いただけます。

- (1) ご利用者の要介護状態（あるいは、要支援状態）の区分に変更があった場合
- (2) ご利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合
- (3) 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合
- (4) 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合

9. キャンセル料

事前に連絡がなくご利用を中止された場合、キャンセル料として介護報酬告示上の額相当額及び食事利用料金の全額をご負担いただくことがありますので、サービスの利用を中止するときは、できるだけ早めに当事業所までご連絡ください。

10. 利用料金等の支払方法

当事業所の利用料金等の支払いについては、次の方法にて行います。

支払い方法	内 容
口座振替 (取扱金融機関)	サービス利用月の翌月末日にご指定の口座より、当施設の口座へ自動的に振り替えさせていただきます。 ※ 別紙金融機関（新潟県内の本店・支店等）に口座をお持ちであれば、口座振替のご利用ができます。 ※ ただし、ゆうちょ銀行はお取扱いが出来ませんのでご注意ください。
銀行振込	サービス利用月の翌月末日までに下記の口座にお振込み願います。 社会福祉法人八海福祉会 理事長 若井 博 第四北越銀行 六日町中央支店 普通口座 1368571
現金支払	サービス利用月の翌月末日までに施設窓口にてお支払い願います。

11. 苦情等申立先

ご相談や苦情、連絡したいことがございましたら、下記の管理者または窓口担当者までお願いいたします。また、直接お世話する職員にお話されても結構です。

当事業所ご利用相談室	(管理者、苦情解決責任者) 特別養護老人ホーム 雪椿の里 施設長 井口 裕幸 (窓口担当者、苦情受付担当者) 生活相談員 鈴木 晶子 (ご利用時間) 月～土曜 8:30～17:30 (ご利用方法) 電 話：025-780-1170
------------	---

なお、当事業所は苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針に基づく「第三者委員」を設置しています。(第三者委員の連絡先は、施設掲示板に掲示しております。)

当事業所以外にも、ご相談などがございましたら公共の相談窓口もございます。

公共の相談窓口	(南魚沼市の相談窓口) 〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1 南魚沼市役所 介護保険課 TEL 025-773-6675 (国民健康保険団体連合会) 〒940-8560 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県自治会館本館内 新潟県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL 025-285-3022 (直)
---------	---

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により万一事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、次の賠償保険にて対応させていただきます。

保 険 会 社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名 称	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保 険 取 扱 店	株式会社 アイムス
取 扱 店 連 絡 先	〒949-6636 新潟県南魚沼市小栗山 538-3 TEL 025-772-4271

